別添２

土木積算システム等運用保守業務（令和８年度）仕様書（案）

第１条　本仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が　　（以下「乙」という。）に委託する「土木積算システム等運用保守業務（令和８年度）」　（以下「業務」という。）に適用する。

（業務の概要）

第２条　本業務は、甲が使用する「Web 版積算システム」「徳島県電子入札ポータルサイト等」「電子納品保管管理システム」「電子納品関連システム」（以下「土木積算システム等」という。）及びこれに関連するシステムの調整業務、運用支援業務、仕様変更業務、使用するデータの更新と保守、問合せ処理等を行うものとする。

（業務計画）

第３条　乙は、本業務を遂行するに当たり、業務の内容を充分に把握し、業務計画書（様式－１）を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務計画の変更）

第４条　乙は、業務計画の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式－２）を提出し、甲の承認を得なければならない。

（管理技術者）

第５条　乙は、次のいずれかの条件を満たす者を本業務の技術上の管理を行う管理技術者として定め、業務計画書及び業務変更計画書により届出を行い、甲の承認を得なければならない。

(1) 過去５年以内に元請として国又は地方公共団体のウェブシステムの運用保守業務実績があり、その業務に通算で１年以上従事した者

(2) 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成２８年経済産業省令第１０２号）の別表（第三十七条関係）に掲げる次に記載のいずれかの試験に合格した者

ア　IT ストラテジスト試験

イ　システムアーキテクト試験

ウ　プロジェクトマネージャ試験

エ　ネットワークスペシャリスト試験

オ　データベーススペシャリスト試験

カ　エンベデッドシステムスペシャリスト試験

キ　IT サービスマネージャ試験

ク　システム監査技術者試験

(3) 情報処理の促進に関する法律（昭和４５年法律第９０号）に基づく情報処理安全確保支援士となる資格を有する者

(4) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく技術士の資格を有し、技術士登録簿に技術士法施行規則（昭和５９年総理府令第５号）に定める情報工学部門で登録されている者

（打合せ・協議）
第６条　業務の実施に当たり、委託者と打ち合わせた結果を打合せ記録にまとめ、速やかに委託者の承認を得るものとする。

（資料等の貸与）
第７条　甲は、本業務に必要な関係資料等を乙に貸与できるものとする。
２　乙は、貸与された関係資料等を厳重に保管し、業務完了までに返却するものとする。なお、借用するときは、乙は甲に借用書を提出するものとする。

（業務内容）
第８条　本業務は次のとおりとする。
１　業務対象システム（１(1)から(4)の仕様内容等は運用中に変更することがある。）
(1)　土木積算システム及びネットワーク
ア　仮想サーバ３台及び周辺機器
イ　OS　Windows Server 2012 R2
ウ　ミドルウェア等　Apache、Tomcat、PostgreSQL、ftp 等
エ　システム利用クライアント約２３０台
(2)　徳島県電子入札ポータルサイト等
ア　徳島県電子入札ポータルサイト等に含まれるシステムは以下のとおり
(ｱ)徳島県電子入札ポータルサイト
(ｲ)CALS/EC ポータルサイト
(ｳ)徳島県入札情報サービス（PPI）
イ　仮想サーバ１７台（ポータルサイト９台、PPI ８台）及び周辺機器
ウ　OS　AlmaLinux
エ　ミドルウェア等　WordPress、nginx、PHP、MySQL 等
(3)　電子納品保管管理システム
ア　仮想サーバ２台（県土１台、農林１台）及び周辺機器
イ　OS　AlmaLinux
ウ　ミドルウェア等　Apache、PostgreSQL、ftp 等
(4)　電子納品関連システム
ア　当該システムの業務対象ソフトウェアについては、ＯＳ、電源制御ソフト、ウィルス対策ソフトウェアとする。
イ　サーバ２台及び周辺機器
ウ　OS　Windows Server 2016
上述の（1）、（2）、（3）の各システムについては、徳島県庁内クラウド仮想化基板上で、各システムごとに設定された仮想サーバで運用している。

２　運用支援
(1)　土木積算システム等の運用支援
ア　システムの管理等

(ｱ) システムの履歴管理
(ｲ) 各ミドルウェアの動作確認及びバージョン管理
(ｳ) その他関連する業務
イ　システム管理者に対する連絡等
(ｱ) 改訂及びバーション情報等の連絡
(ｲ) 操作手引書及び関連資料等の提出
ウ　関連ドキュメント等の作成及び修正
システム運用マニュアル等関連資料の改訂

3　保守支援
(1)　土木積算システム等の保守支援
ア　問合せ対応
(ｱ) システム運用で発生する各種問合せ対応
(ｲ) 操作指導及び運用指導
イ　システムの緊急停止等
緊急停止方法及び障害回避方法等の連絡
ウ　その他
(ｱ) 利用者向けポータルサイト等の更新支援
(ｲ) 関連システムとのデータ連係作業等支援
(ｳ) その他関連する業務
エ　システム復旧に関する業務
(ｱ) 原因切り分けを行い、システム開発元、ハード保守業者等への連絡調整
(ｲ) 障害の起因にかかわらず、障害復旧に必要な対応又は支援
(ｳ) 障害復旧後、障害対応状況報告書を作成及び提出
オ　インフラ管理に関する業務
(ｱ) 稼働状況の把握
(ｲ) ソフトウェア及び機器増設に関連する調査並びに計画立案又は支援
(ｳ) ソフトウェア及び機器導入、インストール及び動作確認
(ｴ) 土木積算システム等のサーバの更新等（ミドルウェア等のバージョンアップを含む。機器の調達は除く。）
カ　セキュリティ管理支援に関する業務
(ｱ) ネットワークのセキュリティ設定及び管理等
(ｲ) サーバ OS の Update 等修正ファイルの配布及び適応等
(ｳ) サーバ及び管理者端末等のウィルス監視
(ｴ) サーバ等のウィルス対策ソフトウェアのインストール及びウィルスパターンファイルの更新作業
キ　その他
その他関連する業務

4　仕様変更
(1) 徳島県電子入札ポータルサイト等、電子納品保管管理システムの仕様変更
(ｱ) 画面・帳票等、プログラムの仕様変更

(ｲ) 計画どおりに仕様変更がされたかどうかの検証及び報告
(ｳ) 甲による確認作業の支援
(2) 仕様変更内容は、電子納品保管管理システムのバックアップ機能や、入札結果表の公開期間変更(5年)等を見込んでいる。

5　作業回数等
(1)　数量総括表（別紙－１）のとおりとする。なお、実績が（別紙－１）の数量と一致せず、甲が必要と認めた場合は、変更契約し業務委託料を変更するものとする。
(2)　保守等作業の定義
保守等作業Ａ　電算技術員一名が半日程度で完了できる難易度の作業
保守等作業Ｂ　電算技術員一名が１日程度で完了できる難易度の作業

6　その他
(1)　次の事項について､業務打合せ(年６回)を管理技術者出席の下で行うものとする。
ア　業務の履行状況の確認
イ　業務の実施計画
ウ　その他業務の実施上必要となる事項
(2)　契約書第７条に定める「重要な委託業務内容」は、本条に定める全ての事項を指すものとする。
(3)　本業務の契約後、速やかに「土木積算システム等運用保守業務（令和６年度）」の受注者から無償で業務の引き継ぎを受け、円滑な業務を遂行しなければならない。
(4)　本業務の完了後、速やかに次年度の当該運用保守業務の受託者に、無償で業務の引継ぎを行い、当該運用保守業務に支障が生じないようにしなければならない。

（電算技術員）
第９条　乙は、電算技術員を定め、業務を行わなければならない。なお、電算技術員は、（別紙－２）に示す能力を有する者であって、（別紙－３）に示す作業を行う能力を有する者とする。
２　乙は、電算技術員の氏名及び経歴を書面により、甲に通知しなければならない。
３　電算技術員は、業務を履行するために必要な能力と経験を有するものでなければならない。
４　甲は、電算技術員の作業が本業務に著しく支障を来す場合には、乙に対してその理由を明示して電算技術員の変更を求めることができる。
５　電算技術員は、甲及び機器の保守等を行う会社の担当と密接な相互連絡を取り、業務が滞ることがないように配慮しなければならない。また、問題が生じた場合には速やかに甲の担当に報告し、その解決に努めなければならない。
６　電算技術員は、システム又はデータに障害等を発見した場合、甲の担当及び乙の管理技術者に報告しなければならない。

（業務実施報告）
第１０条　乙は、電算技術員が実施した作業内容及びその結果を業務実施報告書に記録し

報告しなければならない。

（機器等の使用）

第１１条　電算技術員は、業務を履行するに当たり甲の保有する機器等を使用することができるものとする。乙の責めにより機器等に損傷等が生じた場合は、乙がその責任を負うものとする。

（作業場所）

第１２条　電算技術員の作業場所は、次に記載の作業場所のうち、甲が指定する場所とする。なお、電算技術員が作業場所において作業を行う場合、作業場所の管理者の指示に従い、細心の注意をもって作業を行うこととする。

作業場所

徳島県庁（万代南会議室含む。）	徳島市万代町 1-1　他
東部県土整備局＜徳島＞	徳島市南末広町 6-36
東部県土整備局＜吉野川＞	吉野川市川島町宮島 736-1
南部総合県民局＜阿南＞	阿南市富岡町あ王谷 46
南部総合県民局＜那賀＞	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1
南部総合県民局＜美波＞	海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1
西部総合県民局＜美馬＞	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
西部総合県民局＜三好＞	三好市池田町マチ 2415
木屋平詰所	美馬市木屋平字川井 161
一宇詰所	美馬郡つるぎ町一宇字蔭 475-9
西祖谷山詰所	三好市西祖谷山村字一宇 280 の 6
宮川内ダム管理所	阿波市土成町宮川内字平間 58
正木ダム管理所	勝浦郡上勝町大字正木字藤ノ内 18-2
その他、乙の事業所等	

（成果品）

第１３条　成果品は、次のとおりとする。成果品の体裁、取りまとめ方法等については、甲の担当職員と打合せの上、作成するものとする。

成果品　紙、電子媒体各２部（実施した業務の内容、開発したソフトウェア、その他　必要事項）

２　成果品の納入場所は、徳島県県土整備部建設管理課又は甲の担当職員の指定する場所とする。

（ソフトウェア及びデータの保守）

第１４条　乙は、本業務の完了後であっても、乙の過失等に起因する不良個所が発見された場合には、甲が必要と認める訂正、補足その他の処理を乙の責任において行うものとする。

２　乙は、障害等を発見又は知った時点から２日（祝祭日等は翌日とする。）以内にその原因と対応方法及び対処期日を書面等により甲に報告しなければならない。

３　乙は、障害等の対処についてデータにおける場合は３日（祝祭日等は翌日とする。）

以内に、システムにおける場合は１４日（祝祭日等は翌日とする。）以内に完了するものとする。ただし、甲が承認したときは、この限りではない。

（成果品に係る権利の帰属等）

第１５条　乙が本業務に関する発明又は考案をしたときは、その工業所有権（特許）等の出願を行う前に、その内容を甲に書面により通知しなければならない。また、権利の帰属及び出願に関する事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（その他）

第１６条　乙がシステム開発元から、システムに関する教育を受ける費用及び引継ぎに要する費用は、本契約に含まれるものとする。

２　問合せ対応に必要な電話回線は、乙が準備するものとする。

３　県庁までの交通費は、乙の負担とする。

４　ネットワーク関連法令及び県の規則、要綱等を守ること。

様式－１

令和　年　月　日

徳島県知事　後藤田　正純　殿

受託者　住所
氏名

業務計画書

次のとおり業務計画を作成しましたので、お届けします。

1　業務名
2　業務概要
3　業務の班編成と業務分担及び管理技術者氏名
4　電算技術員氏名及び経歴
5　業務の実施工程表

業　務　内　容	令　和　　年　度				備　考

6　その他

様式－２

令和　年　月　日

徳島県知事　後藤田　正純　殿

受託者　住所
氏名

業務変更計画書

次のとおり業務計画を変更したいので、お届けします。

1　業務名
2　変更理由
3　業務概要
4　業務の班編成と業務分担及び管理技術者氏名
5　電算技術員氏名及び経歴
6　業務の変更実施工程表

業　務　内　容	令　和　　年　度				備　考

7　その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

様式－３

令和　年　月　日

徳島県知事　後藤田　正純　殿

受託者　住所
氏名

業務（一部）完了報告書

業　務　名	
業　務　内　容	
契　約　金　額	
前回までの請求額	
今　回　請　求　額	
契　約　年　月　日	令和　　年　　月　　日
委　託　期　間	令和　　年　　月　　日　から 令和　　年　　月　　日　まで
(一部)完了年月日	令和　　年　　月　　日
成　果　品	

上記のとおり、委託業務が（一部）完了しましたので、検査をお願いします。

（別紙－１）

土木積算システム等運用保守業務（令和８年度）

数量総括表

項目	当初数量	単位	備考
打合せ	1	式	
打合せ協議	6	人・日	
保守支援	1	式	
保守等作業Ａ	4	回	
保守等作業Ｂ	76	回	
出張保守	3	人・日	県庁外での作業
交通費	3	日	

打合せ協議　　１回当たり

項目	数量	単位	内容
管理技術者	0.25	人	
電算技術員	0.50	人	資料作成含む

保守等作業Ａ　　１回当たり

項目	数量	単位	内容
電算技術員	0.50	人	資料作成含む

保守等作業Ｂ　　１回当たり

項目	数量	単位	内容
電算技術員	1.00	人	資料作成含む

出張保守　　１人日当たり

項目	数量	単位	内容
電算技術員	1.00	人	資料作成含む

交通費　　１日当たり

項目	数量	単位	内容
ガソリン	5.40	L	レギュラー
ライトバン損料（運転時間）	2.00	h	1500cc
ライトバン損料（供用日）	1.00	日	1500cc

（別紙－２）

電算技術員の業務遂行能力

業　務　項　目	内　　容	電算技術員
①問い合わせ		
問い合わせ業務		○
②サーバ管理		
稼働管理	サーバの起動、監視 障害の確認、特定、再起動	△ △
キャパシティ管理	共有資源の状況収集、把握	△
ハード構成管理	機器構成情報の収集、把握	△
サーバ環境管理	ＯＳ、汎用アプリケーション、ＤＢＭＳ ドメインの設定、更新 共有資源の設定、更新	△ △ △
バックアップ	環境整備、実行	△
サーバ更新等	土木積算システム等のサーバの更新等 （ミドルウェア等のバージョンアップを含む。機器の調達は除く。）	○
③ネットワーク管理		
稼働管理	システムの起動、監視 障害の確認、特定、再起動	△ △
資源管理	共有資源の管理 共有資源の設定	△ △
機器管理	パソコンやその周辺機器の管理 ネットワーク機器の管理	△ △
クライアント管理	ネットワーククライアント環境設定 ウィルス対策ソフトの導入、更新 パソコンのセットアップ パソコンの環境管理 汎用アプリケーションの導入、設定、操作支援	○ ○ ○ ○ ○
④仕様変更		
仕様変更	徳島県電子入札ポータルサイト等、電子納品保管管理システムプログラム及び徳島県地盤情報検索サイト （WordPress、nginx、PHP、MySQL、Java 等）の仕様変更	○

注)○印は単独で業務に従事し、△印は他者の監督や指示により業務を行える能力があることを示す。

（別紙－３）

1　土木積算システム等

(1) 土木積算システム等の利用方法、サーバ等の運用及びシステム構成等を理解し、問合せ、操作及び指導を行う能力を有すること。

(2) 基準改訂及び単価改定等のデータについて、データの構成を理解し、データメンテナンス作業を行う能力を有すること。

(3) 改訂対象になるデータに対して、改訂箇所の確認ができる計算書を出力し、改定内容一覧との確認を行う能力を有すること。

(4) 単価データのチェックの対象を考慮して設計書を出力し、主要資材の単価の確認を行う能力を有すること。

(5) 土木積算システム等でテスト用設計書を作成することができ、障害及び修正等の検証を行う能力を有すること。

(6) システムのバージョンアップ作業、サーバ及びクライアント等を増設又は移動する場合、導入及び支援を行う能力を有すること。また、システムの破損又は障害後、バックアップから迅速に復旧する能力を有すること。

(7) 本庁及び遠隔地システムの運用支援及び障害対応を行う能力を有すること。

(8) システム改良等により、操作及び運用手順等が変更した場合、マニュアル類等のドキュメントの改訂を行う能力を有すること。

(9) システム（プログラム）、データ、ドキュメント等のバージョン管理を行う能力を有すること。

(10) セキュリティパッチ等、予防保守のためのソフトウェア及びドライバ等の障害修正情報に関する運用判断を実施し、確認及び適用を行う能力を有すること。

(11) ハードウェア等インフラを含めた障害の切り分け調査を行う能力を有すること。

(12) 遠隔地でのトラブル発生時にリモートでの障害切り分け及び障害対応作業を行う能力を有すること。

(13) 障害時、システム開発元及びハードウェア保守業者との連絡及び対応を行う能力を有すること。また、障害が本システム以外に起因する場合は、関係機関への連絡を行う能力を有すること。

(14) 徳島県電子入札ポータルサイト等、電子納品保管管理システム（WordPress、nginx、PHP、MySQL等）の仕様変更を行う能力を有すること。